

税

問合せ 税務課

市・府民税 第2期分の  
納期限は9月2日(月)です

問合せ 税務課

泉南府税事務所

からのお知らせ

個人事業税の納税通知書と第1・2期分の納付書を送付します。各納期限までに納めてください。

※年間税額が1万円以下の場合  
は、第1期分の納付書のみです。

● 第1期分納期限：9月2日(月)

● 第2期分納期限：12月2日(月)

納付場所・方法

● 府税事務所

● 府内の各郵便局

● 府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは収納代理金融機関

● コンビニエンスストア、MMK設置店

● 「地方税統一QRコード」(eL-QR)に対応した金融機関

● 「地方税統一QRコード」(eL-QR)に対応したスマートフォン決済アプリ

● 「地方税お支払サイト」(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)を利用した納付

※ 「地方税お支払サイト」を利用し、クレジットカード納付、ペイジー納付(ATM、インターネットバンキング)ができます。

また、納期限日に指定口座から自動引き落としされる口座振替制度も利用してください。

問合せ 泉南府税事務所 (☎439・3601)

※府税のホームページもご覧ください。「府税あらかると」で検索)納税が困難な場合は納税の猶予制度がありますので、お早めに相談してください。

大阪国税局からのお知らせ

税務署の内部事務

センター化について

税務署における内部事務(＊)の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務(調査・徴収事務)の充実・高度化を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「大阪国税局業務センター室」(センター)を設置しています。

(＊) … 申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務

センター名称

大阪国税局業務センター大手前分室

郵送先

7月10日(水)開設予定 ※郵送先住所などの詳細については、7月1日(月)以降、国税庁ホームページにてご確認ください。

対象署

西税務署、港税務署、住吉税務署、東住吉税務署、西成税務署、東税務署、南税務署、岸和田税務署、泉大津税務署、泉佐野税務署、富田林税務署

注意事項

「センターへの申告書・申請書などの提出」  
右記の税務署に、申告書・申請書などを提出する場合は、次のとおり対応をお願いします。

● eTax(データ)により提出する場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信してください。

● 書面により提出する場合は、センターへ直接郵送してください。

※書面の申告書・申請書などの書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。所轄税務署の窓口および時間外収受箱へ提出も可能ですが、センターへの郵送にご協力をお願いします。

「センターから納税者・税理士のみなさんへの問合せ」

センターでは、納税者や税理士のみなさんに対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをすることがあります。

※センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。

「従来どおり所轄税務署で行うもの」

● 納税証明書の交付：納税証明書を郵送で請求する場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください。(納税証明書の取得は、便利なオンラインでの請求を利用してください。)

● 現金による国税の納付：自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付も利用できます。ぜひ利用してください。

● 面接による相談などの窓口対応：面接による相談を希望する場合は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署してください。(電話による税務相談は、まずは国税局電話相談センター「所轄税務署へ電話し、音声案内に従い「1」を選択」まで問い合わせてください。)

※以上の取組は、納税者ののみなさんの所轄税務署を変更するものではありません。

税務署からのお知らせ  
個人事業者の消費税及び  
地方消費税の中間申告と納付

個人事業者で、令和5年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません）が48万円を超える人は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。中間申告の方法は、「前年実績による中間申告」と「仮決算に基づく中間申告」の2つの方法のいずれかによることができます。

【前年実績による中間申告】

令和5年分の確定消費税額に応じて、下の表により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」および「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

なお、令和5年分の確定消費税額が400万円超となる場合の中間納付税額などについては、税務署まで問い合わせてください。

【仮決算に基づく中間申告】

当期の業績が悪化しているような場合には、「前年実績による中間申告」の方法に代え

て、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。なお、この計算によりマイナストとなった場合でも還付を受けることはできません。（マイナストとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。）また、仮決算による中間申告書は、提出期限（9月2日（月））までに提出してください。

令和5年分の確定消費税額	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和5年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	9月2日（月） 振替納税利用の場合の振替日（*） 9月30日（月）

（\*）…新たに振替納税を利用するには納付期限〔9月2日（月）〕までに、「口座振替依頼書」の提出が必要です。

申告・問合せ先 泉佐野税務署  
（☎462・3471）

武隆の夏の冒険

問合せ先 自治振興課

以前、武隆の冬について紹介しましたが、夏が来ると中国重慶の武隆は避暑地として知られています。壮大な自然景観で有名でありながら、豊富なアウトドア活動もあり、多くの観光客を惹きつけています。日本の観光客にとって、武隆の文化と自然体験は独特です。冒険好きでも家族連れでも、ここで自分だけの楽しみを見つけることができます。



土家族村

ちよう かん  
国際交流員 趙鑑通信  
你好！ニイハオ！  
（中国語で「こんにちは」）

【アウトドアアドベンチャー】

夏の武隆では、芙蓉江ラフティングが最も人気のあるプログラムです。急流や激流が心臓をドキドキさせ、涼しい川の水が暑さを一瞬で和らげます。ラフティングは刺激と楽しさに満ちており、友だちや家族旅行にぴったりです。チャレンジが好きな旅行者にとっては、武隆のアウトドアロッククライミングも大きな魅力です。天生三橋景区や仙女山にはいくつかのクライミングポイントがあり、難易度も様々で、異なるレベルのクライマーに適しています。プロのインストラクターの指導の下、安全にクライミングの楽しさを体験し、自然を征服する達成感を味わうことができます。

【武隆土家族料理文化】

武隆には壮大な自然景観だけでなく、豊かな土家族文化もあります。観光客は土家族の伝統的な村を訪れ、独特の建築様式や民俗風情を学ぶことができます。地元の村では、本物の土家族の歌舞演奏を觀賞したり、腊肉（ラーロオ）などの土家族料理を味わったりして、濃厚な民族風情を体験できます。土家族の人々は一緒に座って、一つの食卓を共にするのが好きです。この合餐文化は、あたたかい家庭の雰囲気を表しているだけでなく、人々の交流も深めます。土家族の伝統的な祭りでは、豊富な伝統料理を準備し、祝いや祈りを示します。

武隆土家族の食文化は、その独特な地域特性を表すだけでなく、土家族の人々の生活を愛し、勤勉で賢明な美德も反映しています。これらの美食を通じて、舌先で楽しむだけでなく、民族情緒も感じることができます。

趙鑑 ▶ 国際交流員の



今月の中国語  
冒険（マア シアン）：冒険  
土家族（テウ ジャ ヅウ）：とかとぞく  
腊肉（ラーロオ）：燻製肉



土家族食卓